

Disclaimer

善良なカフェインの注意をもって正確な内容を提供するよう心がけていますが、本文書内に誤りがあった場合に、これにより生じた一切の損害について作成者は責任を負うものではありません。また、ご自身が現実に遭遇した事件については法律関連の専門家にご相談ください。

下線部は過去問で問われていた語句です。枠線内は試験とは関係ありませんが知っておくといつか役立つかもしれません。

1 法とは

社会規範 ある社会の中で従うことが求められる行動や考え方の型。道徳・慣習・しきたりなど。

法 社会生活を規律する準則としての社会規範の一種。

1.1 法の性質と機能

法の性質

1. 行動規範…社会生活上のルール
(e.g. 人の物を盗むなという行動基準¹)
2. 裁判規範…裁判を行う際の基準

法の機能

1. 社会統制機能
2. 活動促進機能
3. 紛争解決機能
(裁判, 和解・調停・仲裁)

1.2 法源

1.2.1 制定法

- 憲法 (日本国憲法) → 国民
- 法律 (e.g. 民法, 商法, 刑法, 民訴法, 刑訴法, 行政法) → 国会
- 命令 (e.g. 政令・省令) → 閣議 (内閣)・国務大臣

1.2.2 慣習法

法令中の公の秩序に反しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習に意思を有していると認められるときは、その慣習に従う。(民法第92条)
商事に関し、この法律に定めがない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法の定めるところによる。(商法第1条の2)

¹刑法第235条 窃盗罪

1.2.3 条理

民事の裁判に成文の法律なきものは習慣に依り習慣なきものは条理を推考して裁判すべし (明治8年太政官布告第103号第3条; 仮名は平仮名に改めた)

1.2.4 判例法

先例として機能する裁判例 (判決例)。ある事件に対して一定の判決が下されると、その裁判で示された一般的基準が先例として基準化する。²

1.3 まとめ

人びとが暮らしていくためには、一定の決まり (i.e. 法) が必要

法には法の本質がある ⇒ 正義 … 社会において普遍的 (尺度となる)

²永山基準 (最二小判昭58.7.8 刑集37巻6号609頁) などが有名

2 国家と人権

2.1 国家

国家の三要素

1. 領域 (領土・領海・領空)
2. 国民
3. 主権

2.2 法の支配と立憲主義

2.3 統治二論

1. 自然権 (生来の権利) を持っている
2. 政府を樹立する社会契約
3. 政府に対する抵抗権

2.4 立憲主義

権力 → 濫用するようになる³

権力への縛りが必要 ⇒ 立憲主義

2.4.1 近代立憲主義

積極国家・福祉国家 ⇒ 経済的な弱者に国家が介入
⇒ 社会権の導入
(cf. 夜警国家)

2.5 日本国憲法

2.5.1 三原則

1. 国民主権
2. 平和主義
3. 基本的人権の尊重

基本的人権とは

- 自由に表現できる (第 21 条)
- 理由なく拘束されない (第 18 条)
- 自由に職業を選べる (第 22 条)
- 自由に学問できる (第 23 条)

2.5.2 人権の内容

自由権 個人の自由な意思決定と活動を保証する人権。(国家の介入を排除)

参政権 国民が自由であるために政治に参加する権利。

社会権 社会的・経済的弱者が人に値する生活 (健康で文化的な最低限度の生活⁴) を営むことができるように、国家の積極的な措置を求めることができる権利。

2.5.3 精神的自由

思想・良心の自由 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。(第 19 条)

- 表現の自由 (第 21 条)
- 宗教の自由⁵ (第 20 条)
- 学問の自由 (第 23 条)

⇒ 内心の自由として個人の尊厳の中核をなすもの

「保障」の意味

- 内心の領域にとどまる限り、国家との関係では絶対的な自由として保障される。
- 国民がどのような思想を抱いているかについて、国家権力が強制することは許されないという沈黙の自由が保障される。

表現の自由

- 自己実現の価値: 自己の人格を発展させる個人的な価値
- 自己統治の価値: 民主政に資する社会的な価値

憲法第 21 条 vs. 刑法第 175 条

チャタレー事件⁶

基本的人権は、公共の福祉の下には制限され得る⁷ (絶対無制限のものではない)

信教の自由

- 信仰の自由: 信仰する/しない/変更する
- 宗教的行為の自由: 礼拝や祈祷などを行う
- 社会的結社の自由: 宗教団体を結成する自由

⁴第 25 条

⁵憲法上の表現は「信教の自由」

⁶最大判昭 27.12.10 刑集 11 卷 3 号 997 頁

⁷憲法第 12 条

³L'État, c'est moi

3 基本的人権

侵すことのできない永久の権利として保障される。(憲法第11条)

- 普遍性
- 固有性
- 不可侵性

責任と義務 第12条

- 国民の不断の努力により保持
- 濫用してはならない
- 公共の福祉のために利用しなければならない

個人として尊重 第13条

- 個人として尊重される
- 幸福追求は最大限尊重される

3.1 人権の種類と体系

1. 自由権: 国家からの自由
2. 参政権: 国家への自由
3. 社会権: 国家による自由

3.2 新しい人権

1. プライバシー権
2. 環境権
3. 知る権利
4. 日照権
5. 情報公開請求権

3.3 人権の主体

未成年 一定の制限がある ⇒ 民法

天皇・皇族 制限がある ⇒ 皇室典範

法人 権利義務の主体となることのできる概念としての「人」

(cf. 一般に言う「人」は「自然人」という)

外国人 性質上適用可能なものは認められる
(参政権などは認められない)

部活動・サークルや町内会などは、法人ではないが契約の主体となり得る。このような団体を「権利能力なき社団」という。

3.4 私人間における人権

憲法による規定は「国家と国民」の間関係を定めたものだが、資本主義の高度化に伴い私人間効力が必要になる。

- 間接適用
- 直接適用

4 契約

私的自治の原則 私的な経済活動は個人の意思による。

契約自由の原則

- 契約を締結するか否か
- 誰と契約を締結するのか
- 契約の内容

4.1 契約の有効性

4.1.1 心裡留保

意思表示の表示者が、意思表示に対する効果意思のないことを認識しながらした意思表示
⇒ 有効⁸

4.1.2 虚偽表示

相手方と通じて真意でない意思表示をすること
⇒ 無効⁹

4.1.3 錯誤

表示に対する意思が存在せず、意思の不存在につき表意者の認識が欠けている意思表示
⇒ 無効 ただし、重過失があれば無効を主張できない¹⁰

4.1.4 制限能力¹¹

未成年者 法定代理人に取消権、追認権

成年被後見人 後見人に取消権

被保佐人 保佐人に同意権、取消権、追認権

被補助人 補助人に同意権、取消権、追認権

4.2 信義則・権利の濫用¹²

1. 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
2. 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
3. 権利の濫用は、これを許さない。

⁸民法第 93 条

⁹民法第 94 条

¹⁰民法第 95 条

¹¹民法第 20 条

¹²民法第 1 条

4.2.1 信義則¹³

信義誠実の原則。相手から、一般的に期待される信頼を裏切ることのないよう行動すべき

1. 禁反言の原則 (エストoppel)¹⁴
2. クリーンハンドの原則¹⁵
3. 事情変更の原則¹⁶

4.2.2 権利の濫用

権利の行使をする場合に他人の権利や利益と衝突する場合、濫用的に行使してはならない。

4.3 公序良俗

公の控除又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする (民法第 90 条)

4.4 債務者主義と債権者主義

民法は債務者主義が原則¹⁷

4.4.1 債務者主義

債務者 (代金を受け取る側) が損をする

4.4.2 債権者主義

債権者 (代金を支払う側) が損をする

e.g. 引き渡し予定の建物が、債務者の責めに帰することができない事由により滅失したとき¹⁸

4.5 クーリングオフ制度

- 訪問販売
- 電話勧誘販売
- 特定継続的役務 (学習塾など)
- 訪問購入

¹³民法第 1 条 2 項

¹⁴民法第 398 条

¹⁵民法第 130 条, 708 条

¹⁶借地借家法 11 条

¹⁷民法第 536 条

¹⁸民法第 534 条

5 親族

親族の範囲¹⁹

- 六親等内の血族
- 配偶者
- 三親等内の姻族

親族の種類

- 配偶者
- 直系/傍系
- 尊属/卑属

5.1 婚姻

両性の合意にのみ基づいて成立する²⁰

	適齢 ²¹	再婚禁止期間 ²²
男性	18 歳	(なし)
女性	16 歳	100 日

婚姻の無効²³

- 人違い
- 当事者間に意思のないとき
- 届出をしないとき

婚姻の取消し²⁴

- 不適法な場合
- 詐欺又は強迫による場合

近親婚の禁止²⁵

- 直系血族
- 三親等内の傍系血族

5.1.1 婚姻の効力

契約取消権²⁶ 夫婦間の契約はいつでも取り消せる。

成年擬制²⁷ 未成年者が婚姻したときは、成年に達したものとみなす。

日常家事債務の連帯責任²⁸ 夫婦の一方が日常の家事に関する法律行為をした場合、他方はこれによる債務について連帯して責任を負う。

婚姻費用の分担²⁹ 生活費、教育費、医療費等は夫婦で分担する。

5.1.2 離婚

- 復氏
- 財産分与

5.2 子どもの監護と親権

婚姻中 親権は父母が共同で行う

離婚時 子どもの親権・監護をすべき者を協議で決める

5.2.1 養子

普通養子縁組

- 届出
- 縁組をする意思
- 未成年者の場合は家庭裁判所の許可

特別養子縁組 実親による監護が困難である乳幼児(6歳未満)に親を与える制度

¹⁹民法第 725 条

²⁰憲法第 24 条の 1

²³民法第 742 条

²⁴民法第 724 条～747 条

²⁵民法第 734 条

²⁶民法第 754 条

²⁷民法第 753 条

²⁸民法第 761 条

²⁹民法第 760 条

6 労働法

労働者³⁰

- 指揮監督下の労働
- 賃金の支払いを受ける

6.1 労働三権

1. 団結権
2. 団体交渉権
3. 団体行動権

労働三法

1. 労働基準法 (労基法)
2. 労働組合法 (労組法)
3. 労働関係調整法 (労調法)

この他にも

- 男女雇用機会均等法
- 職業安定法
- 最低賃金法
- 労働者安全衛生法

6.2 労働基準法

労働条件の原則³¹

男女同一賃金の原則³²

強制労働の禁止³³

賃金支払い 5 原則³⁴

1. 通貨払いの原則
2. 直接払いの原則
3. 全額払いの原則
4. 毎月 1 回以上
5. 一定の期日を定める

労働時間³⁵

- 1 日 8 時間以内
- 1 週間 40 時間以内

休憩時間³⁶ 1 日の労働時間が

- 6 時間を超える場合は 45 分以上
- 8 時間を超える場合は 60 分以上

6.2.1 労働契約

書面により明示しなければならない³⁷

- 期間
- 更新の有無
- 業務内容
- 場所
- 賃金
- 残業の有無

賠償予定の禁止³⁸

解雇予告³⁹

- 30 日以上前の解雇予告
- 30 日分以上の平均賃金

※ これらを組み合わせてもよい⁴⁰(e.g. 15 日前の予告+15 日分の手当て)

³⁰労基法第 9 条

³¹労基法第 1 条

³²労基法第 4 条

³³労基法第 5 条

³⁴労基法第 24 条

³⁵労基法第 32 条

³⁶労基法第 34 条

³⁷労基法第 15 条

³⁸労基法第 16 条

³⁹労基法第 20 条

⁴⁰労基法第 20 条 2 項

7 刑事裁判

7.1 裁判員制度

- 裁判官 3 人
 - 裁判員 6 人
1. 公判に立ち会う
 2. 有罪か無罪かを判断する
 3. 有罪なら量刑を決定する

7.2 犯罪とは

7.2.1 構成要件

刑法に定められるどの類型に該当するのか
(違法性は問わない)

7.2.2 因果関係

結果の発生と行為の結びつき

7.2.3 違法性

違法性阻却事由 構成要件に該当して違法性が推定される
行為について、違法性がないとされる事由。

- 正当行為⁴¹
- 正当防衛⁴²
- 緊急避難⁴³
- (例外的に自救行為の違法性が阻却される)

7.2.4 責任能力

刑法第 39 条など

7.2.5 故意

罪を犯す意思がない行為は、罰しない。(刑法第 38 条 1 項)

未必の故意 e.g. 狭い道で自動車を運転しているとき、人が飛び出してきたら轢いてしまうかもしれないことを認識していながら、そうなってもやむを得ないと判断し、実際に飛び出してきた人を轢いた場合
⇒ 故意に轢いたとみなされる (未必の故意)

過失 故意がない行為 (過失行為) については、特別に規定がある場合のみ罰せられる

傷害を加える意図を持たずに暴行を加え、結果として傷害を加えてしまった場合 (暴行致傷)、傷害罪を構成する行為に意思はないが傷害罪となる。同様に、故意に暴行を加え、意図しない結果として死亡の結果が発生した場合、暴行致死ではなく傷害致死罪が成立する。

⁴¹刑法第 35 条

⁴²刑法第 36 条

⁴³刑法第 37 条

テストに出そうな事項

法とは

- 法の3つの機能を挙げる
- 制定法の階層(憲法・法律・命令)の説明

国家と人権

- 日本国憲法の三原則
- 4つの基本的人権
- 3つの精神的自由
- 2つの表現の自由

基本的人権

- 人権の種類(穴埋め形式)
- 新しい人権を1つ挙げる
- (法人とは何か説明する)

契約

- 契約自由の原則の内容
- 契約の有効性の判断
- クーリングオフが適用できる契約を1つ挙げる
- (信義則の3原則)

親族

- 親族の範囲・種類
- 婚姻の無効/取消の理由
- 婚姻の効果の説明

労働法

- 労働三権・労働三法を挙げる
- 労働時間・労働条件(穴埋め形式で時間を答える)
- 労働契約で必要な明示事項を1つ挙げる

刑事裁判

- 裁判員制度の概要(人数, 何をするのか)
- 犯罪の要素(構成要件・因果関係・責任能力・故意)